

生産緑地制度及び特定生産緑地制度の 概要について

大阪狭山市 まちづくり推進部 都市政策グループ

① ■ 生産緑地制度について

② ■ 特定生産緑地制度について

③ ■ 申請手続きについて

生産緑地とは

- 都市（市街化区域）にある農地等を、**生産緑地地区**に指定し、農地等を計画的に保全することで、良好な環境の形成を目的とした都市計画上の制度。
- 指定することで、**30年間**の営農義務、土地利用の制限等を受け、税制優遇や納税猶予を受けることが可能。
- 大阪狭山市内にある生産緑地は、**平成4年11月30日**に最初の指定をし、**平成8年12月13日**に追加指定をしています。

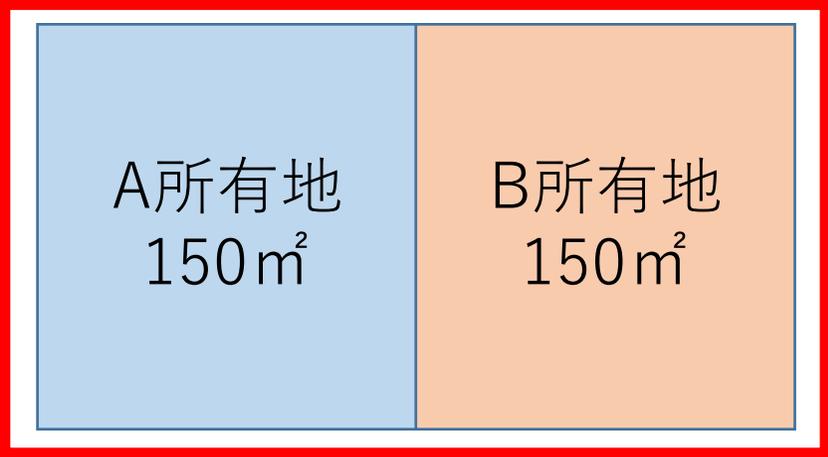
生産緑地の指定要件

- 一団地の面積が500㎡以上。
※平成30年12月に条例により300㎡以上に面積要件を引き下げています。
- 当該地において、農林漁業などの生産活動が営まれていること。
- 指定には、所有者等、関係する権利者全員の同意が必要。

生産緑地の面積要件について

○ 1 団地の面積が300㎡以上とは？

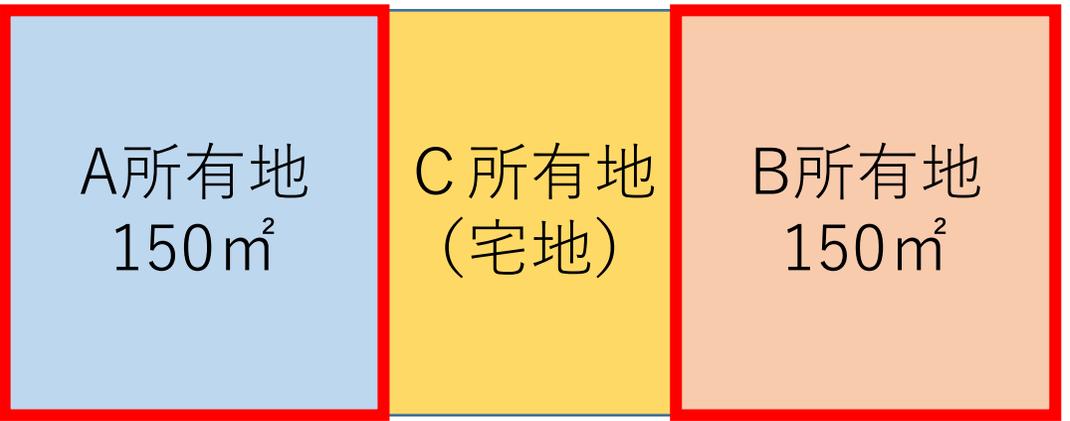
隣接する複数の土地を合わせて300㎡以上で指定できる。



一団では合計300㎡以上



面積要件OK



C所有地でA所有地とB所有地が分断



一団で合計300㎡を満たしておらず、
面積要件NG

生産緑地に指定すると

生産緑地指定のメリット

- 固定資産税の優遇措置を受けることが可能（農地評価・農地課税）
- 相続税の納税猶予を受けることが可能。

生産緑地地区内の制限

- 農地等として維持、管理の義務が発生
- 建築等の行為制限
(営農に関する行為は可能な場合あり)
- 以下の要件がなければ、生産緑地解除の手続き（買取り申出）ができない。
 - ・指定から30年の経過
 - ・農業従事者の死亡又は故障により営農が困難となった場合。

① ■生産緑地制度について

② ■特定生産緑地制度について

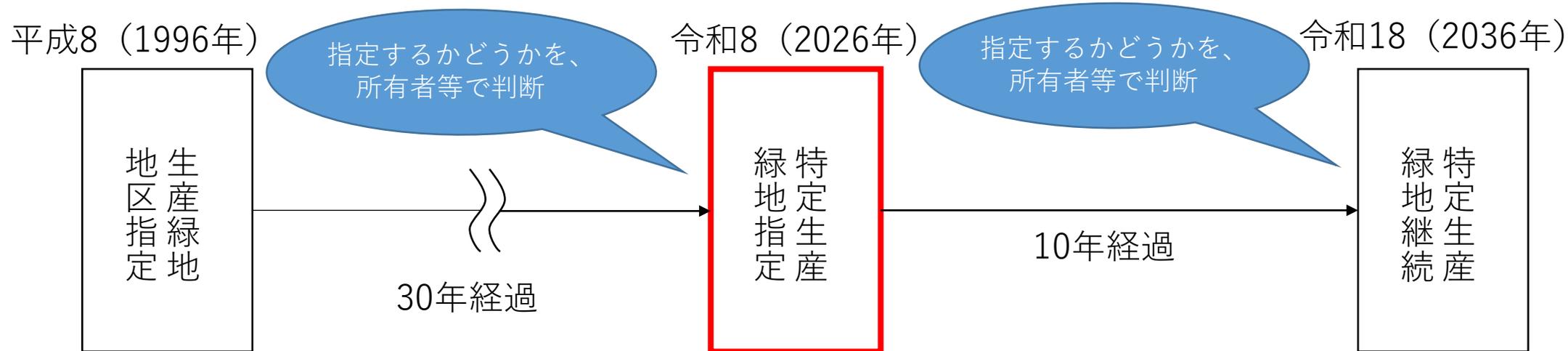
③ ■申請手続きについて

特定生産緑地とは

- 生産緑地の指定から30年経過後においても、都市農地の計画的な保全を図るために、新たに創設された制度。
- 所有者等の意向を基に、権利者全員の同意を得て、市が特定生産緑地を指定することができる。
- 特定生産緑地に指定しないまま、生産緑地の指定から30年を経過すると、以後、特定生産緑地に指定することはできない。
- 平成8年12月13日に指定された生産緑地は、令和8年12月13日に指定から30年経過することになる。

特定生産緑地の税制度と制限

- 基本的には生産緑地と同様。
- 特定生産緑地の指定から、**10年後は更新**が可能。
- 10年後、更新しない場合は、いつでも生産緑地解除の手続き（買取り申出）が可能。



| | 建築制限 営農義務 | 生産緑地の解除の手続き (買取申出) の条件 | 固定資産税等の 優遇(農地課税) | 相続税の優遇 (納税猶予) |
|--------------------------|--------------|--|---|--|
| 現在の 生産緑地 | あり | <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地指定から 30年経過後 農業従事者が死亡又は 故障により営農が 困難となった場合 | あり | あり |
| 特定生産緑地に 指定した 生産緑地 | あり | <ul style="list-style-type: none"> 特定生産緑地指定から 10年経過後 農業従事者が死亡又は 故障により営農が 困難となった場合 | あり | あり |
| 特定生産緑地に 指定しない 生産緑地 | あり | <ul style="list-style-type: none"> いつでも可能 | <ul style="list-style-type: none"> 5年間で 段階的に宅地 並み課税に | <ul style="list-style-type: none"> 次の相続に おける納税猶予 なし |

- ① ■生産緑地制度について
- ② ■特定生産緑地制度について
- ③ ■申請手続きについて

申請手続きについて

- 平成8年12月13日に指定された生産緑地所有者の方へ
令和7年6月1日から特定生産緑地指定の申込み受付を開始
いたします。
- 市から送付された書類を確認していただき、指定を希望する、
指定を希望しないについて十分ご検討いただき、どちらの場合
も必要書類を提出していただきます様、よろしく願いいたします。

特定生産緑地に指定を 希望する場合の必要書類

平成8年12月13日に指定している生産緑地の場合、

令和7年6月1日～令和8年5月31日までに下記書類を必ず提出してください。

①特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1）

※一筆でも指定の意向がある場合は、実印で押印してください。

農地等利害関係人がいる場合は、全員の同意（実印）が必要です。

※納税猶予を受けている場合、税務署の同意は市において、取得いたします。

②位置図（1/2,500程度）

③土地登記事項証明書（全部事項証明書。発行から3か月以内のもの）

④印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの。農地等利害関係人全員分。）

⑤特定生産緑地の指定について（様式2）

※一部指定の場合は、指定部分を示した地積測量図等が必要です。

特定生産緑地の指定を 希望しない場合の必要書類

平成8年12月13日に指定している生産緑地の場合、

令和7年6月1日～令和8年5月31日までに下記書類を必ず提出してください。

①**特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1）**

（所有する土地全筆指定しない場合は認印で可。）

②**位置図（1/2,500程度）**

③**当該地と申出者との権利関係を確認できる書類**

（土地登記事項証明書、固定資産税の納税通知書等）

※生産緑地の解除をお考えの方は、指定から30年経過後、買取り申出の手続きを行ってください。

相談窓口について（市役所）

- 生産緑地及び特定生産緑地の制度、建築行為等の制限について
大阪狭山市 まちづくり推進部 都市政策グループ（市役所 2階）

- 農業従事者の証明等について

大阪狭山市 総合行政委員会事務局（市役所 3階）

- 固定資産税の評価及び課税等について。

大阪狭山市 総務部 税務グループ（市役所 1階）

※お問い合わせの際は、お手元に納税通知書をご準備
ください。

〒589-8501

大阪狭山市

狭山一丁目2384-1

TEL：072-366-0011

FAX：072-367-1254

相談窓口について（法務局）

- 登記事項証明書、地積測量図等の発行、相続登記等について
大阪法務局 堺支局 ※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒590-8560

堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎

TEL：072-221-2756

- 登記事項証明書、地積測量図等の発行について
大阪法務局 富田林支局 ※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒584-0036

富田林市甲田一丁目7番2号

TEL：0721-23-2432

相談窓口について（税務署）

- 相続税の納税猶予について
大阪国税局 富田林税務署

※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒584-8501

富田林市若松町西二丁目1697番地1

TEL：0721-24-3281